

和歌山市 女性、若者、シニア新規開業資金等 利子補給金

女性、若者／シニアの創業を応援します！

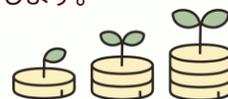
和歌山市では、株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業が実施する一部資金（下記①参照）を利用された方のうち、**市内で起業される女性、若者（35歳未満）及びシニア（55歳以上）**を対象に、**利子の一部を補給**します。



対象者

次のいずれにも該当される方

- ① 日本政策金融公庫 国民生活事業が実施する下記のいずれかの資金を借り受けられた方のうち、女性、若者（35歳未満）、シニア（55歳以上）の方
 - ① 新規開業・スタートアップ支援資金
 - ② 生活衛生新企業育成資金（新企業育成・事業安定等貸付）
- ② 市内に住所を有する個人または市内に本店を有する法人
- ③ 資金の申込日において、市内において事業を営んでいる、または市内において事業を営む具体的計画があること。
- ④ 公庫から上記（1）の資金を借り受け、当該借受けに係る利子を令和7年1月1日～12月31日の間に支払われた方
※ただし、35歳未満の男性である個人 又は 代表者が35歳未満の男性である法人の場合は、令和7年4月1日以降に上記①②の資金を借り受けられた方を交付対象とします。
- ⑤ 市税を滞納していないこと。



利子補給金の額

支払利子額の**1/2相当額**（年利率1.0%相当額を上限とする）

補給対象期間

資金の最初の返済日の属する月から**36ヶ月**

※12月末を基準として当該年に支払われた利子額から算定するため、対象期間中は年度ごとに交付の請求手続きをしていただく必要があります。

書類提出期限

交付申請は、**令和7年12月26日** 〆切

交付請求（令和7年度分）は、**令和8年1月30日** 〆切

***利子補給の流れについて、詳細は裏面をご覧ください。** ※交付申請の受付は、予算上限に達し次第終了します。

融資制度に関するお問合せ先

株式会社 日本政策金融公庫
和歌山支店 国民生活事業
電話 0570-071039

利子補給に関するお問合せ先

和歌山市 商工振興課（市役所10F）
電話 073-435-1233
FAX 073-435-1256
メール shoko@city.wakayama.lg.jp

お申込みから補給金交付までの流れ

交付申請～交付決定まで

1. 融資実行、申請資料の送付

日本政策金融公庫から融資が実行された後、市商工振興課にご連絡ください。

資金の償還予定から利子額を確認し、補給金額を決定する手続きです。

2. 利子補給金の交付申請

下記書類をご提出ください。（交付申請に係る案内を市から送付します。）

- ① 利子補給金交付申請書（指定様式）
- ② 利子補給金の交付申請に関する誓約書（指定様式）
- ③ お支払額明細書（日本政策金融公庫にて発行）
- ④ 個人は住民票、法人は履歴事項全部証明書
- ⑤ 市税の完納証明書（該当しない方は、非課税証明書）
- ⑥ 口座振替申出書
- ⑦（個人のみ）預金通帳など口座番号の確認できる書類の写し

交付申請書類の提出〆切は、**令和7年12月26日**です。

3. 交付決定

書類確認・審査を行い、市から利子補給金の交付決定通知書を送付します。

利子支払～利子補給まで

4. 利子支払

お支払期日に約定どおりご返済ください。

実際の支払利子額から補給金額を確定し、補給金を交付する手続きです。（支払利子額は、毎年度1月にご報告いただきます。）

※決定時以降に返済条件の変更、借換、繰上げ返済、市外への移転や廃業等があった場合は、補給の対象外となる事や、補給額が実際の支払利子額に基づいた額に減額となる事がありますのでご注意ください。

5. 利子の支払報告及び交付請求

下記書類をご提出ください。（交付請求に係る案内は、12月ごろに送付します。）

- ① 利子支払報告書（指定様式）
- ② 補助金等交付請求書（指定様式）
- ③ お支払済額明細書（日本政策金融公庫にて発行）
- ④ 個人は住民票、法人は履歴事項全部証明書
- ⑤（個人のみ）直近の確定申告書又は市民税申告書の写し
- ⑥ 市税の完納証明書（該当しない方は、非課税証明書）

令和7年度の報告・請求書類の提出〆切は、**令和8年1月30日**です。

6. 確定通知及び利子補給金の交付

書類確認・審査を行い、利子補給金の額を確定し、市から補助金等確定通知書を送付します。確定した利子補給金は、補助金等交付請求書に基づき、口座振替にて交付します。

*2年度目以降は、36回目の利子支払を終える年度まで、4～6の手続きを毎年行っていただきます。